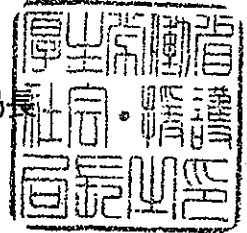




平成24年7月2日  
社援発0702第8号

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長



「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」の  
一部改正について

介護職員等に対する喀痰吸引等研修の講師に係る要件については、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号）、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第126号）及び、「社会福祉及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成23年11月11日社援発1111第1号。以下「施行通知」という。）によりお示ししているところです。

今般、「平成24年度喀痰吸引等指導者講習（第一号、第二号研修指導者分）の開催について」（平成24年5月18日社援基発0518第1号）の発出等に伴い、別添のとおり施行通知の一部を改正したので、通知します。

○社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）（平成 23 年 11 月 11 日社援基発第 1111 第 1 号）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第 1～第 4 （略）</p> <p>第 5 登録研修機関</p> <p>1. 登録研修機関の登録申請            (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 喀痰吸引等研修の講師</p> <p>省令附則第 11 条第 1 項については、喀痰吸引等が医行為であるから、当該喀痰吸引等研修のうち実務に関する科目についての講師を医療従事者に限定して位置付けたものであること。</p> <p>なお、准看護師及び介護等の業務に従事した経験を有する介護福祉士等（喀痰吸引等業務を行った経験を有する者に限る。）が、講師の指示の下で講師補助者として喀痰吸引等研修に携わることは可能であること。（第 3 号研修に限る。）</p> <p><u>演習科目「救急蘇生法」について、救急救命士が講師の指示の下で講師補助者として研修に携わることは差し支えないこと。（第 1 号、第 2 号研修に限る。）</u></p> <p>また、以下の指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講</p>	<p>第 1～第 4 （略）</p> <p>第 5 登録研修機関</p> <p>1. 登録研修機関の登録申請            (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 喀痰吸引等研修の講師</p> <p>省令附則第 11 条第 1 項については、喀痰吸引等が医行為であるから、当該喀痰吸引等研修のうち実務に関する科目についての講師を医療従事者に限定して位置付けたものであること。</p> <p>なお、准看護師及び介護等の業務に従事した経験を有する介護福祉士等（喀痰吸引等業務を行った経験を有する者に限る。）が、講師の指示の下で講師補助者として喀痰吸引等研修に携わることは可能であること。（第 3 号研修に限る。）</p> <p>また、以下の指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講</p>

師を行うことが望ましいこと。

○省令別表第 1 及び第 2 の課程による喀痰吸引等研修

・平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」における指導者講習(平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師

・平成 23 年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(指導者講習)の開催について」(平成 23 年 8 月 24 日 老発 0824 第 1 号老健局長通知)による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師及び上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師

・「平成 24 年度喀痰吸引等指導者講習(第一号、第二号研修指導者分)の開催について」(平成 24 年 5 月 18 日 社援基発 0518 第 1 号社会・援護局福祉基盤課長通知)による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師及び上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師

・「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」

師を行うことが望ましいこと。

○省令別表第 1 及び第 2 の課程による喀痰吸引等研修

・平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」における指導者講習(平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師

・平成 23 年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(指導者講習)の開催について」(平成 23 年 8 月 24 日 老発 0824 第 1 号老健局長通知)による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師及び上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師

・「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」

(平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知) に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

(略)

(平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知) に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

(略)